

第1部 総説

第3章 機構及び定員の改正..... 17

### 第3章 機構及び定員の改正

自由で公平な通商・貿易の推進、イノベーションを生み出す環境整備、デジタル経済の進展への対応、エネルギー安全保障の強化、知的財産政策の強化、人口減少時代の地域・中小企業政策等、効率的かつ効果的な経済産業行政の執行等のために必要な機構・定員を以下のとおり措置。

#### 定員

- (1) 自由で公平な通商・貿易の推進 等(新規定員 14人)  
対内直接投資管理のための体制整備 等。
- (2) イノベーションを生み出す環境整備(新規定員 9人)  
安全運転サポート車の普及・自動走行の社会実装の推進体制の整備 等。
- (3) デジタル経済の進展への対応(新規定員 7人)  
デジタル取引環境の整備のための体制整備 等。
- (4) エネルギー安全保障の強化(新規定員 11人)  
適切な太陽光発電設備の廃棄推進のための体制整備 等。
- (5) 知的財産政策の強化(新規定員 34人)  
特許・商標審査体制の強化 等。
- (6) 人口減少時代の地域・中小企業政策(新規定員 18人)  
中小企業等経営強化法の執行体制の整備 等。

#### 機構

- (1) 貿易経済協力局の見直し

対内直接投資等を通じた安全保障上の機微技術流出防止等のため、安全保障貿易管理政策課に国際投資管理室を新設。

- (2) 商務情報政策局の見直し

デジタル市場活性化の促進及びデジタル取引の公平性・透明性確保のため、情報経済課にデジタル取引環境整備室を新設。

令和元年6月に閣議決定された「デジタル時代の新たなIT政策大綱」において、デジタル・トランスフォーメーションの促進に向けた新たな政策に対応するため、情報技術利用促進課にデジタル高度化推進室を新設。

#### <参考>

(単位：人)

2019年度末	経済産業省定員	7,989
2020年度	定員合理化等による削減等	▲109
	増員要求	+108
	他省庁振替等	▲6
2020年度末	経済産業省定員	7,982